

## 医学的判定に係る資料に関する留意事項の改訂について（案）

## 1. 趣旨

- 「医学的判定に係る資料に関する留意事項」（平成 18 年 6 月 6 日中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定。以下「留意事項」という。）は、環境再生保全機構から医学的判定の申出があった案件について、中央環境審議会が審議を行うに当たっての基本的な考え方や医療機関が留意すべき事項を記載したものであり、医学的知見や技術の進展等に伴って変更し得るものとされている。
- 来年夏で前回改訂から 3 年が経過することから、今般、留意事項を全体的に見直し、最新の医学的知見及びこれまでの審議から得られた知見を反映する方向で、改訂を検討することとする。

## 2. 主な改訂内容

## (1) 基本の方針

- 最新の医学的知見を踏まえ、判定に必要な医学的資料を更新するとともに、必要性が低下した資料についての記載を削除し、医療機関の負担軽減及び審査の迅速化を図る。
- これまでの審議の積み重ねを踏まえ、申請者や医療機関から適切な資料が提出され、より効率的な審議の実施に資すると考えられる事項を、あらかじめ留意事項に記載する。

## (2) 主な改訂事項

- 環境保健部長通知にのみ記載されていた判定の基本的考え方（中皮腫の診断が確かであれば、石綿吸入が原因とみなす旨等）の追記
- 中皮腫診断方法（必要とされる免疫染色）の更新
- 肺内石綿小体・石綿繊維の計測・評価に関する記載の適正化
- 被包化胸水、呼吸機能の評価に関する記載の適正化
- 続発症の考え方の追記
- 指定疾病の継続期間の考え方（治癒の考え方）の追記
- 判定様式に関する説明の修正（4 号・5 号の削除、記載欄・注記の追加等）